

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下の通り定め、次の各項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有していると判断しております。

1. 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」と総称する）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、その他の使用人をいう、以下同じ）または過去 10 年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 過去 3 年間に於いて以下の（1）～（5）のいずれかに該当した者
 - （1）当社を主要な取引先（一事業年度の取引額が当該取引先の連結売上高の 2% を超える取引先）とする者またはその業務執行者
 - （2）当社の主要な取引先（一事業年度の取引額が当社グループの連結売上高の 2% を超える取引先）またはその業務執行者
 - （3）当社から役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等
 - （4）当社の主要な株主（議決権の 10% 以上を保有する株主）またはその業務執行者
 - （5）当社から年間 1,000 万円を超える寄付を受けている者または受けている団体に所属する者
3. 上記 1 および 2 に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族